

研修会等広告規程

(目的)

第1条 この規程は、いわきケアマネ協会（以下「本会」という）が、ホームページや電子メール、FAX、SNS 等で、他団体が主催する研修会やその他有益な情報等の広告について定めるものとする。

(広告内容)

第2条 本会が広告する内容は、以下の通りとする。

- (1) 本会が主催または共催する事業
- (2) 介護支援専門員の資質向上に寄与する情報
- (3) 行政や地域職能団体、地域関連団体からの通知・連絡、広報物
- (4) その他

(広告採用範囲)

第3条 本会が広告を採用する研修会等の範囲は、以下の通りとする。

- (1) 本会が主催または共催する研修会
- (2) 福島県介護支援専門員協会および日本介護支援専門員協会関連団体が主催する研修会
- (3) 行政、地域職能団体、地域関連団体が主催する研修会
- (4) その他

(広告の拒否)

第4条 以下に該当する場合は広告をしないことができるものとする。

- (1) 法に触れるもの、公序良俗に反するもの
- (2) 営利性が強いもの
- (3) 本会の活動趣旨に反するもの

(広告内容の責任所在)

第5条 広告の内容については主催者の責任とし、本会は一切責任を負わないものとする。

附則

この規程は、令和7年1月1日より施行する。